

令和2年度「健康サポート薬局」研修会開催要項

平成28年に厚生労働省基準適合「健康サポート薬局」が施行され、同薬局の届出が平成28年10月1日から開始された。

健康サポート薬局は、平成27年6月に厚生労働省に設置された「健康情報拠点 薬局（仮称）のあり方に関する検討会」を踏まえ、「かかりつけ薬局・薬剤師の基本的な機能に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局」を「健康サポート薬局」として薬機法上に位置づけている。薬局は、告示に定める基準を満たし、都道府県知事等に届け出ることによって健康サポート薬局の表示ができ、健康サポート薬局である旨は、薬局機能情報提供制度により公表されている。健康サポート薬局には、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師が常駐することが定められている。

本会では、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」により、研修実施機関（日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターが合同届出）の協力者として下記のとおり健康サポート薬局研修会を開催する。

●本研修会は、健康サポート薬局研修修了証の更新手続きに必要な研修会と併催とする。

健康サポート研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講する必要がある。（研修会B及びeラーニングの再受講は更新要件ではないが、能力の維持・向上、知識の更新・確認のため、再受講することが望ましい）

※研修会Aについては更新対象者を優先とする。

●**新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、定員を削減して実施する。各地域の状況を勘案する必要があることから、地域薬剤師会で受講者申込受付・調整を行う。**

1. 主催 一般社団法人長野県薬剤師会

2. 共催 公益社団法人日本薬剤師会

3. 後援 長野県健康福祉部

4. 受講要件

【新規受講の方】▶別添「健康サポート薬局研修受講ガイド」を確認。

①令和3年度中に薬局においての薬剤師としての実務経験が5年以上となる

②所属する薬局が令和3年度中に「健康サポート薬局」の届出を行う（または既に届出を行っている）

【更新受講の方】▶別添「「健康サポート薬局研修」修了者の皆様へ～研修修了証の更新手続きについて～」を確認。

①令和5年(2023年)3月27日までに研修修了証の有効期限を迎える方

5. 日時・開催場所・研修内容

健康サポート薬局研修会A「健康サポートのための多職種連携研修」

・日時 令和3年3月28日（日）13:00～17:30（予定） ※受付12:30～

・場所 キッセイ文化ホール(中ホール)

〒390-0311 松本市水汲 69-2 (TEL 0263-34-7100)

・内容（現時点での予定）

(1) 薬局・薬剤師についての総論

(2) 健康サポート薬局の理念

(3) 長野県の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状

(4) 演習 「健康サポート薬局のあるべき姿について」

(5) まとめ

・定員 100名（地域薬剤師会ごとに別途定員設定）

健康サポート薬局研修会B「健康サポートのための薬剤師の対応研修」

・日時 令和3年2月14日（日）14:00～18:30（予定） ※受付13:30～

・場所 キッセイ文化ホール(中ホール)

〒390-0311 松本市水汲 69-2 (TEL 0263-34-7100)

・内容（現時点での予定）

(1) 導入講義

(2) 薬局利用者の状態把握と対応（演習）

(3) まとめ

・定員 100名（地域薬剤師会ごとに別途定員設定）

6. 受講料 健康サポート薬局研修会 A 6,000円 (ただし、本会会員は無料)
健康サポート薬局研修会 B 6,000円 (ただし、本会会員は無料)
※受講決定後、長野県薬剤師会から請求書を送付。

7. 受講申込み

【新規受講の方】

- ・ 薬局が所属する地域薬剤師会あて申込み。 (申込書・申込先は本会ホームページに掲載)
- ・ 今年度の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大により、定員を削減して実施することから、地域薬剤師会で受講者の調整を行います。(地域薬剤師会ごと定員を設定しています)
- ・ 調整の結果、受講いただけない場合がございますので、予めご了承ください。

⇒新規受講の方 各地域薬剤師会申込期限 (研修会 A・研修会 B 共通) 令和3年1月15日(金)

【更新受講の方】

- ・ 更新受講者専用申込みフォームから申込み。 (本会ホームページに掲載)
<https://forms.gle/5UJYLLRPnHGPaDu6>



- ・ 令和5年(2023年)3月27日までに研修修了証の有効期限を迎える方が対象です。
※詳細は、別添「健康サポート薬局研修」修了者の皆様へ～研修修了証の更新手続きについて～を確認。

⇒更新受講の方 専用申込みフォームからの申込期限 (研修会 A) 令和3年1月15日(金)

8. 受講票の送付 受講者には1月下旬に受講票等を発送する。

9. 受講証明書の交付

各回研修会(研修会 A・B)終了後、所定のレポート提出後に受講証明書を交付する。
研修中、長時間にわたって離席された方、研修終了前に退席された方には交付しない。

10. その他

- ・ 当日は、マスクの着用を必須とする。(マスクは受講者各自で準備する)
- ・ 体調がすぐれない場合や発熱・咳等の症状がある場合は受講を控える。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況や天候不良等により中止または延期の場合は、長野県薬剤師会ホームページで通知する。
- ・ 万一、新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、保健所等の公的機関による調査などに協力するとともに、作成・保存した名簿を必要に応じて提供する。
- ・ 可能な限り、事前に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)をインストールする。
- ・ 申込者の都合により研修会当日受講をキャンセルされた場合でも、受講料の返金はしない。
- ・ 本研修会は日本薬剤師研修センター研修認定単位の対象外。

11. お問い合わせ

長野県薬剤師会事務局 担当：保険医療課 桐山・藤澤

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL 0263-34-5511 / FAX 0263-34-0075 / e-mail hoken3@naganokenyaku.or.jp

【新規受講の方】



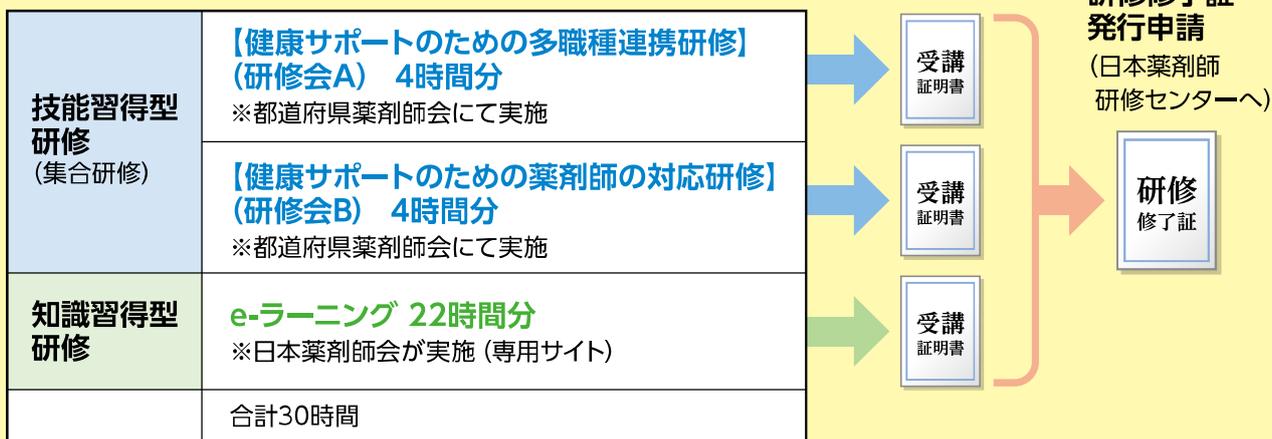
受講される方は必読!

健康サポート薬局研修受講ガイド



この研修は、これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師の方を対象とするものです。日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターは当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）への届出を行っており、都道府県薬剤師会の協力を得て、以下のとおり研修を実施しています。

日本薬剤師会の研修実施方法



受講申し込み方法

■技能習得型研修(研修会A及びB)

各都道府県薬剤師会で開催しております。開催日の問い合わせ、研修会の申し込みについては、各都道府県薬剤師会宛てにお願いいたします。

研修会Aは、勤務先薬局所在地の都道府県薬剤師会の研修会を受講してください。
(研修会Bは、勤務先薬局所在地以外の都道府県薬剤師会の研修会も受講可能です。)

■知識習得型研修(e-ラーニング)

右記の専用サイトにアクセスし、ページ中央の「新規のお申し込みはこちら」のボタンより申し込みください。

健康サポート薬局研修<e-ラーニングサイト>
<https://www.jpakensapo.jp/>

研修受講から修了までの流れ

STEP 1 受講申し込み

裏面の「受講申し込み方法」を確認のうえ申し込みを行う



会員・非会員を問わずお申し込みいただけます。

STEP 2 研修の受講

研修会A及びBと、e-ラーニングをそれぞれ受講し、
受講証明書を取得する(計3通)



e-ラーニングの利用期間は2年間です。



STEP 3 研修修了証の発行申請

全ての受講証明書(正本3通)及び必要書類を
日本薬剤師研修センターに提出する



日本薬剤師研修センターのホームページに掲載されている「健康サポート薬局
研修修了証交付申請要領」を必ずご確認ください。



受講証明書の有効期限は3年間です。有効期限内に研修修了証の発行申請を行っ
てください。



研修修了証の交付申請には、薬局薬剤師として、5年以上の実務経験が必要です。

STEP 4 研修修了証の交付

日本薬剤師研修センターから研修修了証が発行される

研修
修了証



研修修了証が発行されるのは、都道府県薬剤師会が開催する技能習得型研修
(研修会)と日本薬剤師会のe-ラーニングを受講された場合のみです。他の実施
機関が提供する研修会等を受講されても、研修修了証は発行されません。

詳細は日本薬剤師会ホームページでご確認ください

STEP ① トップページ「健康サポート薬局」のバナーをクリック

STEP ② 「健康サポート薬局研修について」をクリック



[2019年10月現在]

作成：公益社団法人日本薬剤師会

【更新受講の方】

日本薬剤師会・長野県薬剤師会 「健康サポート薬局研修」修了者の皆様へ ～研修修了証の更新手続きについて～

※健康サポート薬局研修等の「受講証明書」と「研修修了証」をお間違いないようご注意ください。
このお知らせは、すでに「研修修了証」の交付を受けた方へのご案内です。

有効期限内に【研修の再受講】と【更新申請手続き】が必要です！

自身の有効期限を確認し「期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講してください！

- 健康サポート薬局の研修修了証は、発行から6年間に限り有効です。
- 但し、有効期限の2年前以降の研修を再履修・修了した場合には、有効期限の6年間延長（以降「更新」という）が可能です。
- 研修修了薬剤師の修了証の有効期限が切れた場合には、健康サポート薬局の届出を取り下げる必要がありますのでご注意ください。（薬局に自身しか「健康サポート薬局研修修了者」がない場合）
- 有効期限内に更新申請の手続きを行わない場合、改めて、すべて（30時間）の研修を再履修し、修了証を取得しなおす必要があります。
- 研修の再受講の機会が1回のみの場合も想定されますので、「有効期限2年前」以降の初回の研修会Aの受講をお勧めします。

ここを確認!!

健康サポート薬局研修修了証

「健康サポート薬局研修」実施要領に基づき 必要な研修すべてを修了するとともに 薬局における必要な実務経験年数を満たしていることを確認しましたので 研修修了証を交付します

修了証の有効期限：平成34年12月26日

研修実施機関：公益社団法人日本薬剤師会及び
公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修受講地（地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応）：長野県

平成28年12月27日

公益財団法人 日本薬剤師研修センター

理事長 豊島 聡

■更新要件

以下ア、イの両方を満たす必要があること。

- ア 研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講すること
 - イ 研修修了証の有効期限の2ヵ月前までに、更新申請を完了（手数料振込・郵送必着）すること ※更新手続きを期限内に行うためには、有効期限の2年前～2ヵ月前の間に開催される研修会Aを受講する必要があります。また申請書の郵送にかかる日数も考慮する必要がありますので、「有効期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講するようにしてください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会Aの開催時期が例年と異なることや日程が延期となる場合があります。
- ※ 研修会B及びe-ラーニングの再受講は更新要件ではありませんが、能力の維持・向上、知識の更新・確認のため、ぜひ再受講ください。

■更新手続きに必要なもの・手順

- ・発行費用（税込3,300円）
- ・以下ア～ウを添えた「健康サポート薬局研修修了証交付申請書（期間延長（更新申請）用）」
 - ア 上記に沿って再受講した研修会Aの受講証明書（正本）
 - イ 期間延長（更新）対象となる健康サポート薬局研修修了証（写し）（該当するもののみ）
 - ウ 研修修了証交付手数料振込明細の写し
- ・申請書様式や具体的な手順等については、日本薬剤師研修センターホームページをご確認ください。

◆◆ 更新申請先 ◆◆ 公益財団法人 日本薬剤師研修センター

※申請方法・申請書様式等は、日本薬剤師研修センターのホームページに案内があります。

下記ページから「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」の「Ⅲ. 期間延長した研修修了証の交付を申請する場合（更新申請）」をご覧ください。

<http://www.jpec.or.jp>

◇研修修了証を紛失された場合は再発行が可能です（要手数料）。詳細は申請要領をご覧ください。

◇研修修了証に係るお問い合わせは、同センターへお願いいたします。

（メールのみ受付。申請要領内に問い合わせ先メールアドレスの記載あり）

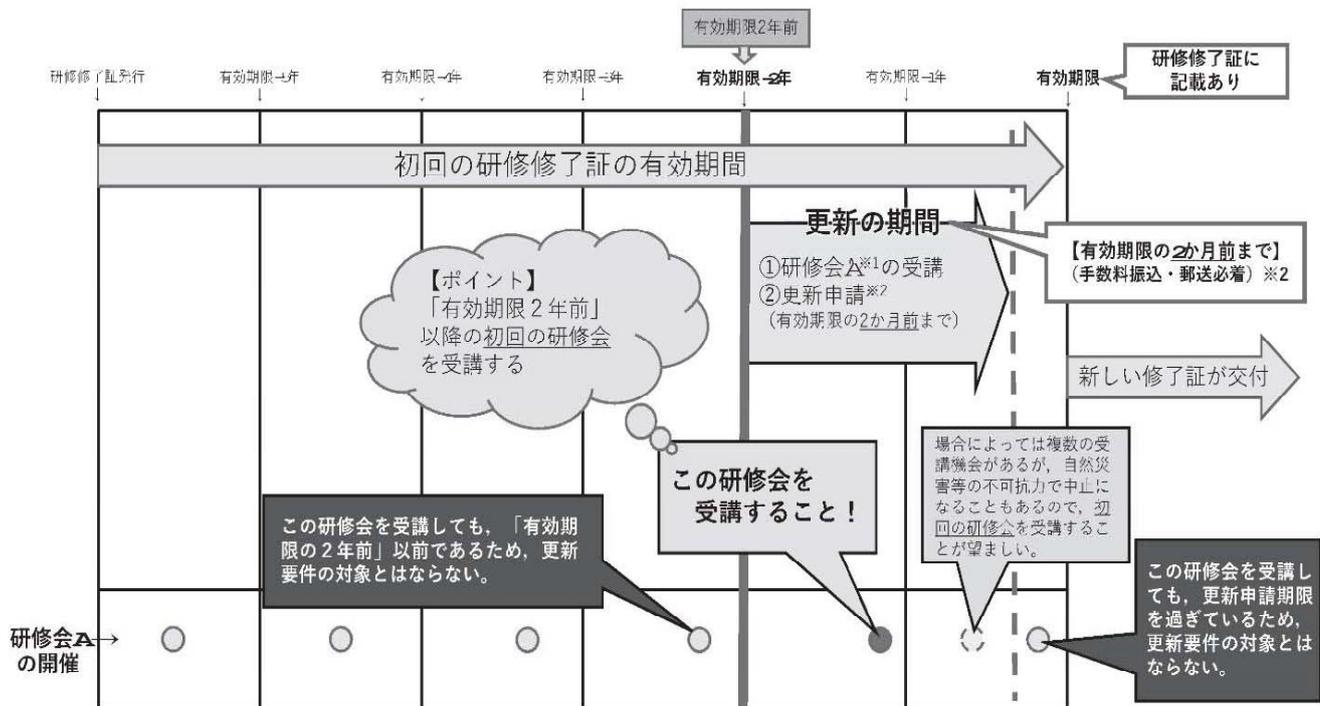
○ 研修の仕組みの全体像や詳細については、日本薬剤師会ホームページでご案内しています。

HOME > 日本薬剤師会の活動 > 健康サポート薬局 > 健康サポート薬局研修について

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/support/kensyu.html>

健康サポート薬局研修修了証 更新スケジュール早見表

下表に、自身の研修修了証の有効期限を当てはめて、自身の更新スケジュールを確認してください。



※1：研修会Aは、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する研修会を受講すること。

複数の都道府県にまたがって勤務する場合など、複数県の研修修了証の更新が必要な場合は、各県で同様の手続きを行ってください。

※2：更新申請先は「公益財団法人日本薬剤師研修センター」です。詳しい申請要領と所定様式は同財団のホームページに掲載されています。

[<http://www.jpec.or.jp/>]